

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	政府予算案 への反映の 分類	政府予算案への反映状況	予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	地域再生計画 との連携の有無	連絡先 (担当者名)	提案 番号 項目 管	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が低利融資を行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 5 3 0 2 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえた、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	・本県においては、平成16年6月の認定以来これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、「熊本県半導体関連産業地域再生計画」に基づく事業を実施・支している。 ・日本政策投資銀行は平成20年10月に民営化することとなるが、同行民営化以降も不断なく、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、同行が果たしてきた金融的的確なアドバイスおよび円滑な資金供給の確保に努める必要があるため。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	熊本県	熊本県	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 3 9 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	地域再生計画に基づくDBJの低利融資を民営化も何らかの形で継続していただきたい	小松市においては「ものづくりのまち再生計画」に基づき、現在新たな工業団地を造成し、企業誘致に努めているところであるが、その誘致のセールスポイントであるDBJの低利融資については、民営化後の何らかの形で金融支援措置の継続をお願いするもの。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	石川県	小松市	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 1 2 9 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえた、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	・本県においては、平成17年11月の認定以来これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、「企業と地域との協同による新たな子育て支援計画」に基づく事業を支援してまいったこと。 ・日本政策投資銀行は平成20年に民営化することとなるが、同行民営化以降も不断なく、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、同行が果たしてきた金融的的確なアドバイスおよび円滑な資金供給の確保に努める必要があるため。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	石川県	石川県	内閣府
2010020	都市とふるさとの協働事業の推進について(地域の担い手)	地域再生法(地域の担い手・人づくりを進める)	交流人口の拡大や地域に貢献する人材の創出等を意図した総合的な地域再生の取り組みの一環として、提案されたような経費もめった事業を実施する場合については、地域の交流・連携推進プログラムや地域の協働推進プログラム等に位置づけられている支援策におけるモデル的な事業として、支援の対象となる可能性があり、具体的な取組について地域再生推進室にご照会下さい。 なお、ご提案の交通費、滞在費等については、自主的・自立的な地域活動を促していく上で、継続的かつ経理的に発生する経費と考えられますが、地域再生のための支援については、地域再生基本方針において、「対象となる主体の活動が地域に適切な経済的社会的効果を及ぼすこと、経済的に自立可能な活動を志向していること等を前提に、成長産業の創出を重視して、支援の効率化、長期化を招かないよう留意する。」とされていることから、ご提案の経費のみを直接かつ継続的に国が支援する制度を設けることは困難かつ不適切であると考えています。 今後とも地域の自主的・自立的な取組のための支援策の充実を図り、地域再生計画に基づく総合的な取組を後押ししていきたいと考えています。	D	—	—	—	—	—	—	—	—	内閣府 地域再生推進室 鶴田	1 1 7 2 1 0 1 0	都市とふるさとの協働事業の推進について(地域の担い手)	都市住民が、ふるさとの振興に資する活動等に参画する事業について、コミュニティ再生、人材育成、都市・農村交流事業等を行う。	地域再生法(地域の担い手・人づくりを進める)	岩手県	遠野市	内閣府	
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 8 8 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえた、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	・本市においては、平成16年6月の認定以来これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、「昭和町水産・海産都市振興」に基づく事業を推進してきたところである。 ・日本政策投資銀行は平成20年10月に民営化することとなるが、同行民営化以降も不断なく、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、同行が果たしてきた金融的的確なアドバイスおよび円滑な資金供給の確保に努める必要があることから、民営化後も引き続き支援願いたい。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	北海道	函館市	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 1 7 8 0 6 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	本県では、「ふくい産力強化計画」が平成16年12月に認定され、同計画に基づく事業支援(「日本政策投資銀行の低利融資等」)が実施されており、県内3市(妙高市・野木町・スウラセ、シャラシ)の低利融資が行われた。しかし、融資主体の日本政策投資銀行が平成20年10月に民営化となることから、同行の民営化以降も、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進を担う事業者等に対して、同行が担ってきた低利融資等の代替支援措置が必要である。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	福井県	福井県	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 9 5 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえた、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	・豊後高田市においては、平成17年7月の認定以来これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、「豊後高田「昭和の町」づくり計画」に基づく事業を支援してまいったこと。 ・日本政策投資銀行は平成20年10月に民営化することとなるが、同行民営化以降も不断なく、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、同行が果たしてきた金融的的確なアドバイスおよび円滑な資金供給の確保に努める必要があるため。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	大分県	豊後高田市	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 9 9 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の継続	・本県においては、「平成18年7月に「1元気やま」ものづくり産業活性化計画」の認定を受けて以来、これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」を活用し、産学官共同研究や最先端技術開発の促進を目的とした、事業基盤の強化協賛や新分野進出・新規創業者を行うものづくり産業」に属する事業者等に対する支援を行ってきたこと。 ・県内に集積するものづくり産業を振興するためには、対象事業者等による新技術開発、新事業展開、中核事業の強化・再構築等に対する取組みを促進することが必要であり、対象事業者の資金需要等に対応するためには、日本政策投資銀行の活用が有効である。 ・県内初地域再生計画である「1000都市・町再生計画」は、地域再生推進のためのプログラムに基づき平成16年6月21日付けで認定を受けたが、平成17年4月6日1日の「地域再生法」施行に伴い、平成17年7月9日付けで新規申請として認定を受けた。その後、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」を追加した地域再生計画が平成18年3月3日付けで変更認定され、地域再生に取り組みしていることである。 ・こうした中、平成19年6月6日、「株式会社日本政策投資銀行法」が可決・成立し、日本政策投資銀行は、平成20年10月に民営化(株式会社化)、その後、市場の動向を踏まえて、おおむね5～7年後を目途に完全民営化することとなっている。同行民営化以降も不断なく、地域再生	株式会社日本政策投資銀行法第67条	富山県	富山県	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含め、償還優遇性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 1 0 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえた、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する新たな金融支援措置の検討	・本県においては、平成18年7月に「1元気やま」ものづくり産業活性化計画」の認定を受けて以来、これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」を活用し、産学官共同研究や最先端技術開発の促進を目的とした、事業基盤の強化協賛や新分野進出・新規創業者を行うものづくり産業」に属する事業者等に対する支援を行ってきたこと。 ・県内に集積するものづくり産業を振興するためには、対象事業者等による新技術開発、新事業展開、中核事業の強化・再構築等に対する取組みを促進することが必要であり、対象事業者の資金需要等に対応するためには、日本政策投資銀行の活用が有効である。 ・県内初地域再生計画である「1000都市・町再生計画」は、地域再生推進のためのプログラムに基づき平成16年6月21日付けで認定を受けたが、平成17年4月6日1日の「地域再生法」施行に伴い、平成17年7月9日付けで新規申請として認定を受けた。その後、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」を追加した地域再生計画が平成18年3月3日付けで変更認定され、地域再生に取り組みしていることである。 ・こうした中、平成19年6月6日、「株式会社日本政策投資銀行法」が可決・成立し、日本政策投資銀行は、平成20年10月に民営化(株式会社化)、その後、市場の動向を踏まえて、おおむね5～7年後を目途に完全民営化することとなっている。同行民営化以降も不断なく、地域再生	株式会社日本政策投資銀行法第67条	大阪府	大阪府堺市	内閣府

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称 (項)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	政府予算案 への反映の 分類	政府予算案への反映状況	予算の名称 (項)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	地域再生計画 との運動の有無	連絡先 (担当者名)	提案 番号 項目 管	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県名	提案主体名	制度の所管 関係官庁
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含まれ、償還確実性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が低利融資を行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 0 7 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえ、地域再生計画に基づく事業に関する新たな金融支援措置の検討	・豊島区では、平成18年3月末に認定をいただいた、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、『文化芸術創造都市の形成』としまアートキャンパス計画』に基づく事業を推進しております。 ・日本政策投資銀行は平成20年10月に民営化すると伺っておりますが、今後も同行が果たしてきた金融的的確なアドバイス及び、円滑な資金供給の確保に努める必要が あります。そのため同行の民営化以降も、地域再生計画の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、ご検討いただければと考えております。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	東京都	豊島区	内閣府
2010010	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	株式会社日本政策投資銀行法第67条	地域再生基本方針の支援措置の一つである「日本政策投資銀行の低利融資等」を掲げた地域再生計画が認定された場合、当該認定地域再生計画に含まれ、償還確実性が見込まれるプロジェクト等を実施する事業者等については、民間金融機関とも協議しつつ、日本政策投資銀行が低利融資等を実施してきた。	A	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が低利融資を行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を内閣府が要求しているところ。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	I	地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された事業を行う事業者等に対して、内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が貸付けを行う際に、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度を創設。	(項) 地域活性化政策費 (目) 地域再生支援利子補給金	21,000	○	内閣府 地域再生推進室 吉田	1 2 0 0 1 0	「日本政策投資銀行の低利融資等」について	日本政策投資銀行の民営化を踏まえ、地域再生計画に基づくプロジェクトに対する金融支援措置の検討	・本県においては、平成18年11月16日の認定以来これまで、支援措置「日本政策投資銀行の低利融資等」の活用により、『産学連携等による「かごしま産業おこしへの挑戦」地域再生計画』に基づく事業を支援してきているところである。 ・日本政策投資銀行は平成20年10月に民営化することとなるが、同行民営化以降も不断なく、地域再生計画に基づくプロジェクト等の推進に重要な役割を担う事業者等に対する支援措置として、同行が果たしてきた金融的的確なアドバイス及び円滑な資金提供に努める必要があるため。	株式会社日本政策投資銀行法第67条	鹿児島県	鹿児島県	内閣府